

野田市立あすなろ職業指導所の設置
及び管理に関する条例及び野田市心身
障がい者福祉作業所の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 37 号

野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例及び野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年野田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

(野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成 29 年野田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。